

平成28年9月

篠栗町議会第3回定例会
会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：9月6日(火)～16日(金) 11日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	9	6	火	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 ・採決
第2日	9	7	水	考 案 日		
第3日	9	8	木	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	9	9	金	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第5日	9	10	土	休 会		閉 庁
第6日	9	11	日	休 会		閉 庁
第7日	9	12	月	決 算 審 査 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	9	13	火	決 算 審 査 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第9日	9	14	水	予 算 審 査 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第10日	9	15	木	予 備 日		
第11日	9	16	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・閉会中の継続審査
						閉 会

平成28年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成28年9月6日(火) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 8番 , 10番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案等の委員会付託について
- 第5, 議案第42号 篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第6, 議案第43号 篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第7, 議案第44号 篠栗町教育委員会委員の任命について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
45	篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
46	篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
47	平成27年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
48	平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
49	平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
50	平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	決算 特別委員会
51	平成27年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	決算 特別委員会
52	平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
53	平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会
54	平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
55	平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会

平成28年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成28年9月8日(木) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	3番	栗須 信治	議員
2.	12番	荒牧 泰範	議員
3.	7番	横山 久義	議員
4.	1番	古屋 宏治	議員
5.	2番	田辺 弘之	議員
6.	4番	山田 眞士	議員

平成28年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成28年9月16日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第45号 篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2, 議案第46号 篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3, 議案第47号 平成27年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第4, 議案第48号 平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第5, 議案第49号 平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第6, 議案第50号 平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第7, 議案第51号 平成27年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第8, 議案第52号 平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について
- 第9, 議案第53号 平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第10, 議案第54号 平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第11, 議案第55号 平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第12, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

平成28年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月6日(開会)

平成28年 第3回 定例会 会議録

日時 平成28年9月6日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	久 芳 良 行	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	村 瀬 修	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三	都 市 整 備 課 長	三 明 祐 治
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、平成28年第3回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において8番 大楠英志議員、10番 松田國守議員を指名いたします。

日程第2、「会議の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、会期は、本日から9月16日までの11日間に決定いたします。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第42号から議案第55号までの計14議案でございます。

それでは、議案第42号から議案第55号までを一括議題とします。

町長に一括して、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) おはようございます。

本日は、平成28年第3回の定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

8月まで35度以上の猛暑日の連続で大変厳しい夏でございましたが、9月に入ると一変して凌ぎやすくなってまいりました。その間、台風9号、10号が東北・北海道地方を襲いました。被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。

福岡直撃かと心配いたしました台風12号は、福岡県の西側を北上しましたが、勢力も弱まり大きな被害も出さなかったことは幸いございました。今年はこれま

で、篠栗町への大雨洪水警報は3回発表されましたが、大きな被害はございませんでした。9月、10月は台風シーズンでございます。今後とも注意・警戒を怠らないよう努めてまいります。

議案に入ります前に、第2回定例会以降の諸情勢の報告をいたします。

去る7月27日、28日の2日間、安倍総理大臣をお迎えして、福岡県経済同友会九州経済フォーラム等の主催、多くの団体の共催、福岡県町村会、福岡県市長会が支援して開催されました「第1回一億総活躍・地方創生全国大会 in 九州 震災を克えて」は、大変意義のある会議でございました。

記念講演で安倍総理大臣は、地方こそがこれからの成長の主役である。

安倍内閣の下で、農林水産物の輸出を1兆円に拡大していきたい。

TPPの早期発効を目指し、さらには、EUとのEPAなど経済連携を積極的に進め、自由で公正な経済圏を世界に広げていくことで、そのチャンスをもっと拡大していきたいと考えている。

観光についても、インバウンドの拡大のためにあらゆる努力を惜しまない。

私が言いたかったことは、さらなる経済成長を生み出すためには、投資が必要なのだということである。

と「投資なくして経済成長なし」の考え方を強く宣言されました。

アベノミクスの新3本の矢の第1である希望を生み出す強い経済を実現し、民需主導の経済の好循環の上で、子育て支援、これは新第2の矢でございます。

新第3の矢である社会保障の基盤強化、その2つが望まれるところでございます。

安倍総理大臣のそうした考え方は、地方創生から1億総活躍社会への実現にシフトしているような気がいたしますが、私たち基礎自治体は2015年から5年間の地方創生、すなわち「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実行あるのみだと私は考えております。

「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の前進に向けて、精一杯努力してまいります。

去る8月31日に、監査委員により定期監査報告を受けました。

その結果報告の結びの中で、「予算は概ねその目的に沿って執行され、所期の成果を収めているものの、経常収支比率をはじめ諸指標は厳しい比率である。将来の自主財源の創出を目指して、篠栗北地区産業団地開発計画を進めているが、遺漏のないよう取り組まれない。また、人件費の無駄を省く努力をさらに進めるため、衆知を集めて多面的に検討されることを提案する。」等々のご意見をいただきました。

さらに、「昨年度以降発生した事務ミスやトラブルを踏まえ、職務規律を守るための内部統制の確立を望む。」と結ばれました。

無駄を省いた効率的な業務の執行と事務レベルの向上は、町民の皆様には安心と安全を提供する私たちの重要な役目であると考えます。

今後とも、さらなる適正事務の遂行に努めてまいります。

最後になりますが、本定例会は私にとりまして任期最後の議会でございます。この4年間の任期中、職員に対しては事業の優先順位を間違わないように、かつ予算の効率的な執行を心がけるように指導してまいりました。

しかしながら、私が最も重要視しております2つの指標、財政力指数は、平成27年度0.52と地区最下位、経常収支比率は94.3%と同じく地区7位と下位で推移しております。

現状の歳入の下での住民福祉の充実を重視した歳出バランスでは、精一杯と言わざるを得ません。それを打開するための平成26年度末に改定した都市計画マスタープランと、それに基づく「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現で、必ずや両数値とも改善していくものと信じております。

今後とも議会の皆様におかれましては、ご指導、ご意見を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、本定例会に提案しております議案第42号から議案第55号までの14議案について説明をいたします。

議案第42号及び議案第43号の2議案は、「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

本議案は、篠栗町固定資産評価審査委員会委員の2名が、本年9月30日をもって任期満了となるため、後任委員の選任をするに当たり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第42号は、「岡節子氏の再任について」、議案第43号は、「松本秀治氏の再任について」、それぞれ同規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第44号は、「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。

本議案は、現委員であります林巖氏が、本年9月30日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第45号は、「篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、児童扶養手当法施行令が平成28年8月1日に改正され、条文が改められたことに伴い、同法を引用する本条例の一部を改正するものであります。

議案第46号は、「篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、下水道使用料の増収を図り、経営を安定させる必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、下水道使用料の額について、基本使用料10立方メートルまで現行の1,048円を1,200円に、以降、排出量区分に応じ使用料1立方メートルにつきそれぞれ増額するものであります。

議案第47号から議案第49号までの3議案は、「平成27年度篠栗町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について」、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第47号は、「平成27年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第48号は、「平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第49号は、「平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

以上3議案が、一般会計及び特別会計の決算認定に関する議案であります。

議案第50号は、「平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定について」であります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計未処分利益剰余金1,468万7,730円のうち1,000万円を減債積立金へ積み立てし、これを取り崩し自己資本金に組み入れるもの、及び、平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第51号は、「平成27年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成27年度篠栗町水道事業会計未処分利益剰余金1億9,299万9,865円を繰越利益剰余金とし、減債積立金7,035万8,509円を取り崩し自己資本金に組み入れるもの、及び、

平成27年度篠栗町水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第52号は、「平成28年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について」であります。

本議案は、平成28年度篠栗町一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億803万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ95億2,027万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成27年度に確定いたしました繰越金4億4,187万2,000円を増額するほか、主なものといたしまして、国庫支出金を384万5,000円、県支出金を241万3,000円、諸収入を4,000万円増額するものであります。

また、自然災害防止事業債を1,420万円増額し、臨時財政対策債を減額の683万3,000円、防災基盤整備事業債を減額970万円、普通交付税を減額3億7,776万3,000円減額するものであります。

主な歳出につきましては、まず総務費におきまして、大雨による下町区の法面復旧工事に関する設計委託料に220万円、同工事費に1,200万円を追加するものであります。

民生費におきましては、地域介護、福祉空間整備事業補助金208万2,000円、保育対策総合支援事業費補助金320万円を追加し、障害者自立支援事業費、重度障害者医療費等の国庫及び県費補助事業について、昨年の事業実績に伴い発生した補助金返還金に1,462万9,000円を、また、乳幼児医療費の増加に伴う医療費252万円をそれぞれ追加するものであります。

衛生費におきましては、感染症予防事業等の国庫及び県費補助事業について、昨年の事業実績に伴い発生した補助金返還金に110万円を追加するものであります。

農林水産事業費におきましては、農業振興特別対策事業補助金248万4,000円を追加するものであります。

土木費におきましては、道路改良費1,700万円、水路及び水門の維持補修費1,850万円、井堰改良改修工事費2,600万円を追加するものであります。

教育費におきましては、篠栗北中学校が小中一貫教育推進事業のモデル校に指定されたことに関する経費として77万9,000円、指定文化財保護補助金45万4,000円、公民分館整備費補助金75万4,000円、津波黒集会所空調設備改修工事費14万1,000円を追加するものであります。

その他、人事異動に伴う人件費として411万円を追加するものであります。

次に、地方債の変更の補正につきましては、借入限度額を変更するもので、臨時財政対策債を3億2,616万7,000円に、自然災害防止事業債を8,320万円に、防災基盤整備事業債を90万円にそれぞれ変更するものであります。

議案第53号は、「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」であります。

本議案は、平成28年度の篠栗町国民健康保険特別会計予算を、歳入では負担金及び交付金の額の確定、歳出では保険者が納付する本年度の拠出金等の額の確定及び前年度の国庫金等の精算に伴う償還金の補正等により、歳入歳出それぞれ98万4,000円追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ38億9,683万円とするものであります。

議案第54号は、「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」であります。

本議案は、平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算を、平成27年度の保険料・滞納繰越額の確定に伴う保険料負担金等を補正により、歳入歳出それぞれ1,250万1,000円追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億177万3,000円とするものであります。

議案第55号は、「平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

本議案は、平成28年度篠栗町水道事業会計予算を改良費の補正により、第4条資本的収入及び支出において、支出に2,174万円を追加し、資本的支出の総額を1億6,487万9,000円とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

無いようですので、質疑を終わります。

日程第4、「議案等の委員会付託について」を議題といたします。

議案第42号から議案第55号までの14議案を議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第42号から議案第44号までは、人事案件でございますので委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第45号と議案第46号の2議案につきましては、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第47号から議案第51号までの決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第52号から議案第55号までの補正予算については、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、決算特別委員会の正・副委員長については、申し合わせにより、委員長は、6番 今長谷武和議員、副委員長は、5番 村瀬敬太郎議員です。

また、予算特別委員会の正・副委員長については、委員長は、5番 村瀬敬太郎議員、副委員長は、6番 今長谷武和議員です。

最後に報告3件については、13日の決算審査終了後と14日の予算審査終了後に分けて、全員で報告を受けたいと思います。

日程第5、議案第42号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

ここでお諮りします。

「日程第5、議案第42号」と「日程第6、議案第43号」の2議案については、関連議案でございます。

会議規則第37条の規定によりまして、一括議題とし2議案を一括して説明を受け、採決については1議案ごとに行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、議案第42号と議案第43号の2議案を一括議題といたします。

2議案一括して、大塚総務課長の説明を求めます。

はい、総務課長。

○総務課長（大塚 哲雄） おはようございます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第42号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

次の者を篠栗町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住所、篠栗町大字田中57番地5

氏名、岡節子

生年月日、昭和26年5月17日

平成28年9月6日提出、篠栗町長 三浦正

〔提案理由〕現委員の岡節子氏が、平成28年9月30日をもって任期満了となるため。

履歴・経歴につきましては、次ページに掲載いたしておりますので、ご参照お願いいたします。

議案第43号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

次の者を篠栗町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住所、篠栗町大字若杉376番地110

氏名、松本秀治

生年月日、昭和30年10月16日

平成28年9月6日提出、篠栗町長 三浦正

〔提案理由〕現委員の松本秀治氏が、平成28年9月30日をもって任期満了となるため。

同じく、履歴・経歴につきましては、次ページに掲載いたしておりますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの総務課長の説明に対し、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております2議案は、人事案件でございますので、討論は省略したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認め、これより採決を行います。

まず、日程第5、議案第42号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本案に賛成の方はご起立を願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第6、議案第43号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本案に賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第44号「篠栗町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の説明を、野寄学校教育課長に求めます。

はい、野寄課長。

○学校教育課長（野寄 勇） おはようございます。

説明いたします。

議案第44号「篠栗町教育委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所、糟屋郡篠栗町大字和田635番地

氏名、林巖

生年月日、昭和25年12月21日

平成28年9月6日提出、篠栗町長 三浦正

〔提案理由〕教育委員、林巖氏が平成28年9月30日をもって任期満了となるため。

履歴及び経歴を次ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上です。

○議長（阿部 寛治） ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午前10時30分

平成28年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月8日(一般質問)

平成28年 第3回 定例会 会議録

日時 平成28年9月8日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	久 芳 良 行	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	村 瀬 修	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三	都 市 整 備 課 長	三 明 祐 治
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配布しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、「一般質問」を行います。

質問者は、6名でございます。

質問時間は、申し合わせにより答弁を除き、1人30分以内とします。

この際、議員の皆様には議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も、言葉遣いには気をつけるように求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、栗須信治議員。

○議員(栗須 信治) おはようございます。

質問順番1番、議席番号3番、栗須信治でございます。

冒頭に台風10号による岩手・北海道豪雨で亡くなられた方、また、被害に遭われた方には、ご冥福を祈りますとともにお見舞いを申し上げます。

また、九州を襲った台風12号では、熊本地震被災者の方には不安な夜を過ごされたことと思います。本町にも大きな被害もなく幸いございました。

それでは、質問に入ります。

今日は、「健康寿命を延ばす施策について」お尋ねします。

さて、日本時間の今朝、リオデジャネイロ・パラリンピックが開幕しました。

パラリンピックは、第2次世界大戦の戦傷病者のリハビリが起源でございます。

選手の皆さんには、世界一を目指して頑張ってもらいたいと思いますが、世界一といえば、日本は世界一の超高齢社会をまっしぐらに進んでおります。

官民の知恵を結集し、対応する必要があります。

団塊の世代の人たちが、75歳以上の後期高齢期を迎える2025年に向け、高齢化が進み要介護認定率の上昇が懸念されます。

医療費や介護費を節減するためにも、健康寿命を延ばす施策は重要であります。

そこで、健康づくりの観点から、以下四つの点についてお尋ねします。

まず、1点目は、篠栗町の要介護認定率の推移であります。

2点目は、高齢者を対象に行われている一次予防事業、二次予防事業の効果はどうか。

3点目は、福岡県で初の創設で、22年4月に制度開始された介護ボランティア制度は約6年を経過しますが、どのように評価されているか。

4点目は、運動を継続している人の健康寿命は長いと言われておりますが、運動習慣を促す施策に、さらに力を入れてはどうか。

以上、4点についてお尋ねします。

○議長（阿部 寛治） では、答弁をお願いします。

井上福祉課長。

○福祉課長（井上 勝則） 皆さん、おはようございます。

栗須議員の「篠栗町における健康寿命を延ばす施策」につきましてお答えいたします。

まず、要介護認定率の推移ですが、高齢化率が昨年27年3月末の21.5%から今年28年3月末の22.2%と1年間で0.7ポイント上昇したのに対しまして、要介護認定率は、平成27年3月末の14.1%から28年3月末の14.0%と、逆に0.1ポイント減少しております。

この要介護認定率の数値は、介護保険広域連合33市町村内で最低の数値となっております。

なお、28年3月末、65歳以上の認定者数は986人でございます。

次に、一次、二次予防事業の効果ですが、一般高齢者を対象に行っておりました一次予防事業、要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者を対象に行っておりました二次予防事業は、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、それぞれ一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業に移行しております。

現在、介護予防・生活支援サービス事業としては、シニアはつらつセミナー、シニアわくわくセミナーの2つの教室を行い、要支援・要介護状態になることを予防するために、健康運動指導士・保健師にて計画したプログラムをもとに実施しております。

また、一般介護予防事業としましては、健康くらぶ、歩こう会、脳活セミナー、食と口のセミナー、楽しい音学園、オアシス音楽サロンと6つの事業を行っており、運動プログラムのみではなく、認知症予防・栄養改善・口腔機能維持を目的に実施しております。

効果といたしましては、要介護認定率の上昇が抑えられていることが示しますとおり、運動・栄養・口腔・認知の複合プログラムを実施していることが、介護が必要になる方の増加を抑えていると考えることができます。

次に、介護支援ボランティア制度の評価について説明させていただきます。

篠栗町の介護支援ボランティア制度が、平成22年に始まって以来、ボランティアの登録者数は、初年度の125人から27年度は161人になり、毎年僅かずつですが増加しております。今後は、新規加入及び長期継続を促すために、総合事業でもこの制度を活用し、篠栗町の高齢者が気軽に行えるボランティアのきっかけとなるように検討しているところでございます。

最後に、運動習慣を促す施策に力を入れてはどうかということにつきましてお答えいたします。

現在、高齢者に対しては、介護予防事業としまして「いつまでも心身ともに自立して健康に生活できること」を目標に支援いたしております。

高齢者一人ひとりの健康意識を高めるのみではなく、今後は高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自立した生活ができるように、地域に根付く介護予防の取り組みに力を入れていきたいと考えております。

そして、平成28年度の新規事業といたしまして、地域で行われている介護予防活動をサポートする方、すなわち運動支援サポーターの養成を目的とした「チャレンジセミナー」を開始いたしました。このセミナーでは、参加者自身が自己の健康や運動習慣を見直すだけでなく、高齢者の心身の特徴や無理なくおこなえる軽度な運動、ウォーキングなど正しいやり方を習得し、それを地域に持ち帰り、地域の高齢者ととともに継続した運動を推進する予定となっております。セミナーを修了した方が、地域で健康寿命を延ばすような活動ができるように、町としても支援していきたいと考えております。

また、社会教育課では、運動習慣を促す施策といたしまして、3月から11月まで毎週水曜日の午前中、カブトの森の多目的グラウンドにグラウンドゴルフのコースを設置し、町民に無料開放をいたしております。毎年延べ約1,200人が利用しております、運動習慣の一つの場として定着しつつあると考えております。

また、例年11月に開いております「ささりんピック」では、園児を対象にした「キッズサッカー」や小学生を対象とした「サスケ」という障害物競走を取り入れ、幼少時からスポーツに親しんでもらえるように努めているところでございます。

今後は、お互いに連携し、運動習慣を根づかせるように、健康寿命を延ばす事業の推進を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） では、町長よりどうぞ。

○町長（三浦 正） おはようございます。

栗須議員のご質問に今、福祉課長からそれぞれの項目について答弁いたしました。が、ご質問の冒頭にごございましたように、団塊世代が後期高齢者となる75歳以上となる2025年からの、その後の10年間の推移というのが、私どもにとって大変重要な時期になろうかと思っております。

お話のように、健康寿命をどれだけ延ばしていくかということが、その鍵となってくるわけでございます。

従いまして、2025年までの、これからの数年間にその手立てをしっかりとっていくことこそ2025年問題を解決していく鍵になろうかと思っております。

そうした意味からも、健康寿命を延ばすための施策を、来年度これからはしっかりと担当課とともに考えていきながら、さらに篠栗町の町民が健康な高齢者であり続けることを念頭に、さまざまな取り組みをしていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 質問はございますか。

はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） 1点目と2点目の関連で質問をします。

篠栗町の要介護認定率が、広域連合内でも低いということは非常に喜ばしいことでございます。

本町の要介護認定率の低さと予防事業の効果について、例えば、要介護認定率が何%改善すれば介護サービスが何%不要になるというような結果が確認できると、高齢者向けの健康教室や運動の普及といった未病での対応策を考えるなど、さらに具体的な意見が出てくるのではないかと思います。その点はいかがででしょうか。

○議長（阿部 寛治） 再質問に、井上福祉課長、自席からでいいですよ。

○福祉課長（井上 勝則） 今のご質問につきましてですが、基本的には、それぞれの介護者によって状態がさまざま違いますので、介護率が何%下がったからじゃあ

どれだけ健康寿命が延びるかという、そういうような統計は行っておりません。

○議長（阿部 寛治） はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） 平成23年から九州大学と共同研究をされ、平成27年度まで5年間の医療や介護費用にどのように影響するか、追跡調査を行ってありますが、その経過がわかりましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、井上課長。

○福祉課長（井上 勝則） 今話されましたのは、九州大学機関委員に委託して行っておりました「元気もん調査」高齢者の追跡調査というものだと思います。

これにつきましては、今お話しされましたように平成23年から平成27年まで委託しまして調査を行っております。

ただ、最終的にもう1年延ばすという形で、平成28年度も引き続き調査を行っておりますので、最終的な結果は来年度以降に報告する予定となっております。

ただ、平成25年度に各公民館を回りまして、大規模な調査を行っております。そのときの中間報告といたしまして、九大からの報告を受けました。その内容といたしましては、各それぞれ個人の握力、つまり腕の力ですね、それと歩く速さ、つまり足腰の強さ、それと健康寿命、これには明確な相関関係があるという、そういった報告を受けております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） この、大学の機関や企業の研究機関と、こうやって研究調査を行い、データを作って確実な施策を打っていくという上では、非常に大事だと思いますので、今後も継続していただきたいと思います。

次に、3点目の介護ボランティア制度のところで質問をいたします。

ボランティアの登録者の数が今161人というふうに言われましたが、今後も増やしていかないといけないと思いますが、その増員策は何か考えでありますか。

○議長（阿部 寛治） 井上課長。

○福祉課長（井上 勝則） 今までは、ボランティアを受けた後に、各それぞれボランティアカードにスタンプを押してもらっておりました。それを実際は、オアシス篠栗か、若しくは役場までボランティアポイントカードを持って押しに来ていただいたのですが、それではボランティアの方々の労力が大変なるということで、今年度からそれぞれのボランティアを行った事業所でもポイントカードを押せるように改善したところでございます。

それ以外につきましても、今後検討していきたいと思っております。

○議長(阿部 寛治) はい、栗須議員。

○議員(栗須 信治) 全国に先駆けてですね、東京都の稲城市で、やはり介護ボランティア制度が始まっております。

そのこのですね、調査結果というのがありますして、このボランティアを増やすために、知らせるために、どこで知ったかという調査があるんですが、広報・ホームページで知ったというのが約18%、友人・知人の口コミが57%という調査結果が出ております。そこで161名いらっしゃいますが、この方たちのですね、口コミというのが、今後増員策として大事じゃないかと思っておりますので、その辺はぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

4人に1人が高齢者となった時代、最大の人的資源は高齢者でございます。

高齢者が高齢者を支え、地域貢献や社会活動をすることにより、健康寿命も延び地域福祉の向上にも繋がると思っておりますので、さらに推進させていただきたいと思っております。

次に、4点目ですが、先ほど回答がありましたように、運動支援サポーターの養成をしていくということでありましたが、非常に私も賛成でございます。

今の健康事業いろんな教室というのは、オアシス篠栗を拠点として健康づくり事業が進められております。

でも、将来的には、地域に広げていく必要があると思っております。

そのためにはですね、こういう運動支援サポーターという方たちも大事ですが、やはり健康づくり推進委員というような行政区選出の委員が必要ではないかと考えますが、いかがですか。

○議長(阿部 寛治) 町長、どうぞ。

○町長(三浦 正) ただいま栗須議員からお話がありましたように、地域で運動をしていこうという雰囲気を盛り上げるという意味でも、地域にそのような推進委員を配置する、或いは設定していくということは大変重要なことであろうかと思っております。

ただ一つ、運動に限らずですね、これから先は校区ごとのコミュニティーの中で、いろんな地域活動をしていこうという意味でのその一環としての取り組みであれば、まさに私どもの地域ごとのまちづくりにも連携して求める姿になっていくのじゃないかというふうに私も思っておりますので、ただいまのご意見を含めまして、青少年健全育成推進協議会の中でも取り上げていきながら、地域ぐるみの健康づくりというようなことに、大きく広げていきながら取り組んでまいりたいと思っております。

すので、よろしくお願ひいたします。

○議長(阿部 寛治) はい、栗須議員。

○議員(栗須 信治) 運動習慣を末端まで広げるには、日課となるような手軽な運動、例えば、ウォーキングですとか、健康体操、ラジオ体操など、地域を拠点にして始めたらどうかと思います。

特に、ラジオ体操は、いつでもどこでも運動が苦手な人でも手軽に始められますし、コミュニケーションづくりも役立つと思いますが、いかがでしょうか。

お尋ねします。

○議長(阿部 寛治) はい、町長。

○町長(三浦 正) 既に地域によりましては、長年ラジオ体操を続けていらっしゃる場所がありまして、下町区においては、夏休みを問わず年中みんなでラジオ体操をするという習慣が根づいておりまして、全国表彰を受けられた経緯もございます。

その辺のところ私どもも、今まで以上にもっと全町的に紹介していきながら、それぞれの別の地域におきましても、同様な取り組みが活発に行われるように推し進めてまいりたいと思います。

○議長(阿部 寛治) はい、栗須議員。

○議員(栗須 信治) 最後になりますが、2011年から始まった筑紫郡那珂川町と福岡大学の連携事業があります。この事業は、運動による認知症予防・介護予防を目的としたものでございます。

その内容は、認知機能低下が疑われる高齢者に対し、1年から2年間運動をさせた結果、2014年2月現在、認知症の発症はゼロであり、体力の向上、筋肉量の増加が認められたとの研究成果が公開されております。この場合の運動は、スロージョギングとステップ運動であります。興味深いデータでございますので、参考にされてはいかがでしょうかと思いますが、ご質問いたします。

○議長(阿部 寛治) 町長どうぞ。

○町長(三浦 正) ありがとうございます。

ただいま、お話がありましたことにつきまして、詳細に勉強して参考にしてみたいと思います。

○議員(栗須 信治) これで質問をおわります。

○議長(阿部 寛治) 次の質問順位に参ります。

質問順位2番、荒牧泰範議員。

○議員(荒牧 泰範) 議席番号12番、荒牧でございます。

町長に2点ほどお尋ねいたします。

まず初めに、「現在の起債状況を尋ねる」ということで、三浦町長が就任され予算編成をなされた平成17年度における決算時の地方債残高は約130億円でした。当時の平成48年までの理論償還計画では平成28年度まで高額償還となり、その後は減少へ移る見通しでした。

しかしながら、本年度末の残高は、当時の予測より25億円、議長すいません、これ通告のときは15億円でしたが、財政課長の指摘で25億円の誤りでしたので、訂正させていただきます。

25億円ほど嵩んでおり、当面厳しい償還が続くようです。

前町長が臨時経済対策債を活用した折は、起債額が一気に上がったものの、体育館・立体駐車場・葬祭場・JRガード改修や土地購入等の財産が残り今も有効活用がなされております。

この10年間、公有財産の目立った増加はなく、その残高増加の理由をお尋ねいたします。

また、この間に尊い人命を失う未曾有の大水害や国の財政難など環境が変化したことも事実であり、交付税措置される額も変化していると思われますので、その辺りを含め、実質一般財源投入額の推移も併せて説明していただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 荒牧議員の「現在の起債状況を尋ねる」というご質問にお答えいたします。

まず、議員がおっしゃいましたように、平成17年当時の理論償還計画、理論償還計画といえますのは、その後一切起債がないという前提をした際の起債残高がどのように推移するかということでございまして、これにつきましては、平成17年度当初の130億4,300万円から平成27年度末では、47億700万円になるとしておったところでございます。

これは、平成17年度以降、何も起債をしなかった場合の理論償還上の残高でございまして、実際は、決算特別委員会で改めてご報告いたしますが、平成24年、25年度で繰上償還15億2,300億円を行った結果、平成27年度末の起債残高は71億2,300万円でございます。

それでは、まず、起債残高の増加の理由について、お答え申し上げます。

平成17年度以降、平成27年度までの起債額は、これは新たに起債した起債額のことを申し上げますが、70億3,700万円で、その起債額の3分の2は、地

方交付税のカット分であります臨時財政対策債46億6,100万円でございます。この起債につきましては、100%交付税算入でございますが、20年償還で借り入れるため、起債残高に占める割合が毎年積み重なって伸びておるところでございます。

その他、主なものとしたしましては、起債の借換えに6億600万円。投資事業としたしましては、公園、バイオマストイレ、オアシスのバイオマスボイラー整備事業等に合計で1億9,500万円。水路改修等の防災、自然災害対策に4億3,500万円、災害復旧に3億8,900万円、学校施設の耐震、増築、改修費用に1億7,900万円、目に見える事業ばかりではございませんが、安全・安心のまちづくり、教育環境の改善等に取り組んでいるところでございます。

次に、一般財源の投入額につきましては、臨時財政対策債を除き、事業ごとに交付税算入率が異なり、毎年度変動がございますが、平成16年度末の33億4,300万円から平成27年度末におきましては、12億円まで減少いたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問、はいどうぞ、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） あくまで理論償還なんですけど、平成13年、14年で臨時経済対策債、それから日本新生緊急基盤整備事業債等、地域活性化債でしたか、それ併せて、起債を起こしたんですけど、起債を起こして理論償還ですね、3年据え置いて4年後から交付税措置がされるということなんですけど、実際にはその償還が、現実の償還、それからまた4年ないし5年遅れて償還が始まってますもんで、最初に、交付税が措置されたときに、そこで繰上償還をしておけば、随分楽になったんじゃないかなと思われるのですが、その辺りをどう思われるのかが一つと、あと17年当時の交付税措置額よりも、現在の措置額の方が1億1,000万ほど28年度よりずっと増加してる、その分は先ほどおっしゃった臨経債の分と捉えて良いのか、この2点をまずお尋ねしたいんですけど。

17年当時、交付税措置されるであろう額よりも、現在28年以降、交付税措置される額の方が、見込みよりも1億1,000万ほど平均上がっているみたいなんですけど、これは先ほど町長がおっしゃった臨経債の100%措置分が乗っかってきているというふうに捉えて良いのか、その2点をお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） まず1番目のご質問についてお答えいたしますが、平成13年

度から16年度の臨時経済対策事業における起債の分の償還、このことにつきましては、非常に曖昧な状況が推測されます。

当然それは私が、平成22年度の決算のときに皆様方にお知らせしたところでございますけれども、いわゆる元利金の返済については、当然交付税措置というのは、3年据え置きの15年返済の前提で交付税が算入されてくるわけでございますが、そのときの起債の大半が40年とか30年とかという借入期間が前提として、大変長い期間での返済となっております。

つまり、私どもといたしましては、それに気づいたところで、急いでこれは繰上償還しなければならないということで、そういう取り組みをしたわけですが、本来であれば今議員がお話のように、借り入れがあるときに、これは交付税は15年間で終わるんだから、その分の一定額は当然積み立てて、そして、その分を繰上償還どんどんしていくということまで、議会の理解を得た上で、取り組まなければならないのではなかろうかというふうに思っております。

その辺のところは、非常に私が当初から不明瞭だなというところで思ったわけですが、その点が確認できたところで、急いで繰上償還に取り組んだところでございます。

そうしたことから、今振り返ってご指摘があれば、そのように思うわけですが、当時は、繰上償還については、私ども執行部も、それから議会の皆様も、こういう状況だから繰上償還すべきじゃないかというご意見は、1点も無かったように記憶しております。

2点目の実質返済分の交付税における、その額が増えているというのは、まさに、臨時財政対策債に対する元利金償還額が増えているものと、私も理解しております。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 当時40年という長いスパンでやられてたということで、平成24、25、26でしたか、借換債を確か26億円分ほどでしたか、起こされていますが、それは当然、昔の金利に比べて今ゼロベースの金利ですので借り換えしただけでも助かるんですが、そのときの借り換えが、スパンが確か延びてたんじゃなかろうかと思うんですが、その辺りはどんなふうに考えたらよろしいか、ちょっとご説明いただけますでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） これは、また決算のときにご報告いたしますが、臨時経済対策事業の際の借り換えをしなければならなかった起債のうち、もうあと残ってるのは

2本だけでございます。

その後、全部、繰上償還しておるところでございまして、額的にはまた詳細に決算の場で説明いたしますが、あと少しというところまできてるわけございまして、その借り換えした分も17本の起債の部分については、繰上償還しておるわけでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 最後に、ちょっとずれて申しわけないんですが、15年だったですか、当時の財政担当、総務課長、今長谷課長の方から「一つの事業をやるときには、その半額をまずもって蓄えておいて、かかるべきが地方自治体のやり方じゃないか」というふうにおっしゃっていましたが、今度、篠栗駅東の通路、その他、今から事業を行われると思うんですが、今もその考えのもとにやっけて行かろうとしているのか、これはちょっとずれますんで、お答えが無ければ、無くても結構ですが、確認だけさせていただきます。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまのお考えは、当時の総務課長の考えでございまして、一概にはそういうことが言えるというものではありませんし、ここでは、私の考えをご質問されておられませんので、お答えいたしません。

○議員（荒牧 泰範） 終わります。

○議長（阿部 寛治） 1問目は終わりですね。

では、2問目をどうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 2問目に「補助金の出し方を問う」ということで、現在、商工会や社会福祉協議会など各種団体へその目的達成のために補助金が支出されておりますが、その支出に対する成果確認と評価がどのように行われているのかを町長就任時の支出先及び金額と現在の状況を併せてお示しいただき説明をしていただきたいと思っております。

例えば、自立するために法人格となった団体もあり、そこへの支出をどの時点まで行うのか、上位団体からの指示で出し続けなくてはならないものなどがあれば、その仕組みなど具体的にお願いいたします。

益々、多種多様化する社会に対応するために新たな団体が必要される時代で、この財政難の折に、支出先を増やし続けることは難しく、新規に支出するためには、既存の補助金を見直すしかないと思われませんが、いかがでしょう。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、荒牧議員の２番目の質問にお答えいたします。

「補助金の出し方を問う」というご質問でございました。

まず、私の就任時の補助金の支出先及び金額と、平成２７年度決算における支出先及び金額等のご質問でございますけれども、補助金総額は、認可外保育施設等の補助金など、現在において委託費に計上されているものを除きますと、平成１７年度に「篠栗町新行政改革大綱」を策定いたしまして、平成２１年度までの５か年間で補助金の廃止や見直しを行った結果にもよりますが、決算総額で４，０００万円ほど減少いたしているところでございます。

減少の主なものといたしまして、総務課所管では、職員互助会への補助金８５０万円。

福祉課所管では、社会福祉協議会への補助金６９０万円。シルバー人材センターへの補助金８０万円。また、解散された団体もございしますが、遺族会、老人クラブ等、福祉課所管団体への補助金１２０万円、敬老会補助金７０万円。制度廃止によります心身障害者支援金、母子家庭補助金、高齢者同居世帯手当２，２３０万円。

産業観光課所管では、森林関係団体の合併、補助金の見直しによりまして５４０万円。街路灯補助金を含む商工会補助金１２０万円。

都市整備課所管では、リサイクル回収助成金３５０万円。

社会教育課所管では、人権関連団体等に１５０万円でございます。

反対に増加したものといたしましては、まちづくり課所管では、協働のまちづくり補助金２００万円。路線バス運行補助金６０万円。

福祉課所管では、民生委員児童委員協議会等の補助金９０万円。

産業観光課所管では、観光協会への補助金に、２７年度は地方創生補助金６５０万円を含め１，０００万円。森の案内人活動補助金に３０万円。

社会教育課所管では、吹奏楽団補助金に６０万円。３校区地域づくり補助金に２００万円などでございます。

なお、各種団体への補助金につきましては、決算書等により事業の遂行度、繰越額が適正であるかなどを確認するとともに、補助金申請書額で事業内容を精査いたしまして交付決定しているところでございます。

次に、例えばとのご質問でお聞きになっておられる団体につきましてでございますが、県からの補助金を直接受け取っておられる団体、また、町以外からの補助のない団体があると思われれます。どちらの団体でありましても、町が必ず補助金の支出をしなければならない団体ではございませんで、あくまでも任意で継続している

ところでございます。

しかしながら、篠栗町に必要な団体で、単独での運営が難しいのであれば、補助金の支出も必要でございます。

そうは申し上げましても、無尽蔵に増やし継続していくものではございません。適正な時期に、適正に判断していかなければならないと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長(阿部 寛治) 再質問どうぞ、荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) もう少し成果確認というか、評価の仕方の部分を詳しく教えていただきたいのと、あと例えば、今町長がおっしゃったように、町にとって必要なというか、例えば、商工会だと法に定められて設置しなくてははいけませんで、これ、自分でやれよと言っても無理な話で、これはもうその上から決まってきたもので、ある程度仕方がないのかなというふうに私も理解しておるんですが、そうでない部分で、もし補助金を出すんだったら、「どこまでぐらいで成果を出してくださいよ」という指標をやはり必要だろうと思いますし、そこに至るまでの指導というのも、責任を持って町としてやっていただくべきじゃないかなと思うんで、その2点ちょっとお尋ねします。

○町長(三浦 正) 1番目の質問をもう一度お願いします。

○議長(阿部 寛治) はい。

○議員(荒牧 泰範) 補助金を出されたときに、その評価「決算書なりを見ています」ということですが、そうでなくて、町として補助金を出すためには、どういったところをこういうふうにしてほしいなと思いを持ってやってらっしゃるんでしょうから、その現実的な評価というのをやってらっしゃるとすれば、そのどういう手法なのか、やってらっしゃらないならやってらっしゃらない、その部分を教えていただけますか。

○議長(阿部 寛治) はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 2点ご質問、ちょっとまとめてという答弁になるかもわかりませんが、補助金を出すに当たっては、当然のことながら、毎年所管課でいろいろ協議をして、その団体と詰めた上で、私どもの全体の査定のところを持ち上がってくるわけですが、今お話のように、どこをどういうふうに使っているかというチェック等は、個別に今のところ各課で行っているところでございます。

それに基づいて、最終的に全体額を含めて判断しているところでございます。

また、「いつまでにどういう効果は」というようなことは、これにつきましては、監査委員の決算のご指摘の中でも、「補助金についてのあり方、このことをもう少し具体的に進めるプロジェクトチームを作ってはどうか」というご意見をいただいております。

そのような点も踏まえて、今議員がお話の「じゃあこれは、この金額出すから、ここまではこんな結果を出しなさいよ」というような具体的な指示をした上で、期限を切って補助金を出していく、そういうふうなことで、議会の理解を得るといような流れが今後必要であろうかと思っております。

補助金につきましては、そのあり方について、私ども役場内でしっかりとそういうチームを作って、今後のそれぞれの補助金のあり方を逐一検討して、また議会に報告してまいりたいと思います。

○議員(荒牧 泰範) 終わります。

○議長(阿部 寛治) いいですか、はい。

通告3番、横山議員。

○議員(横山 久義) 議席番号7番、横山でございます。

まず、質問に入る前に訂正をですね、お願いしたいと思うんですけども。

一般質問の通告一覧表を見ますと、私の質問の予定所要時間が7分になっておりますが、私が通告したときは15分でしてございました。事務局長の希望かと思えますので、できるだけその希望に沿うようにですね、質問をさせていただきたいと思っております。

三浦町政を財政面から検証するために、質問をいたします。

本議会では、別の質問を考えておりましたが、6月議会終了後に行われた町長の4選出馬の記者会見の記事を見て、財政に関する質問をする必要があると感じた次第であります。

町長は、会見で過去12年間で130億円あった町の起債残高を71億円に減らしたことを強調し、「我慢し続けた12年間から、仕掛ける4年間へ」と出馬理由を述べられたと記事は伝えております。

町民の中で、起債残高の意味を正確に理解できる方は皆無ではないでしょうか。

ですから、この一連の記事内容から起債残高を町の純粋な負債だと判断された恐れが多分にあります。もしこの12年間で実際の負債が59億円減少したのなら、私も賛辞を送りたいと思います。

しかし、私が把握している財政数値は、それと大きな隔たりがあります。

さらに申し上げますと、町長は、積立基金等のいわゆる貯蓄の増減に一言も触れられていないことも不思議でなりません。財政を取り上げる場合、負債と積立基金等を同時に論じる必要があるのではないのでしょうか。

また、我慢し続けた12年間の意味も理解できそうにありません。

なぜなら、町政では、ハード面だけでなく、ソフト面も同じように重要なはずで、ですから、もし財政的に苦しかったことが事実であったとしても、財政に余り負担がかからないソフト面を充実させることはできただろうと考えます。

十数年前は、情報の公開度は県下で上位だったものが、最近では下位に低迷しているようです。14歳以下の人口が全体に占める割合も以前は上位だったものが、今までは順位をかなり落としております。

14歳以下の比率が減少していることは、取りも直さず、子育て世代の人口比率が減少し、町の活力が損なわれつつあることを意味しております。

このほかにも、ソフト面に関し、質したいことは多々ありますが、今回は財政に絞って尋ねることにいたします。

財政に関する具体的数字は、後ほど財政課長に尋ねるとして、町長には起債について説明をお願いいたします。

なぜなら、町の財政を町民の方に説明する場合、もっとも丁寧かつ慎重に説明しなければならないことは、起債に関してだと思っております。

国において、いつから起債が制度化されたかは承知しておりませんが、おそらく制度化された当時と今とでは、その運用の仕方が大きく変化していると考えます。

ですからまずは、起債が制度化された当初の理念等を町民の方にわかりやすく説明をしてください。

次は、現在の起債の運用についてお尋ねをいたします。

国は1,000兆円を超える巨額の借金を抱えているため、現在の起債運用は、本来の理念から逸脱したような手法が用いられるのではないかと考えております。本来の起債運用と何がどう違ってきたのかを説明願います。

次は、財政課長に三浦町政誕生前の平成16年度と、議会の認定を受けた中で最も新しい平成26年度決算の一般会計における財政状況をお聞きします。

数字は百万円単位でお願いをいたします。

まずは、実際の町の負債についてお尋ねをいたします。

16年度、26年度、両年度の起債残高及びその中で国が負担すべき金額が交付税に算入されていますので、その交付税算入額、そして、起債残高から交付税算入

額を差し引いた額が実際の町の負債となるわけですので、その額を教えてください。

次は、基金等の積立金についてお聞きいたします。

まずは、平成16年度について。

一つ目は、積立基金の金額。

二つ目は、その他の積立金として、国保支払い準備金、市町村災害共済基金、土地開発公社の決算額。

三つ目、取り崩し可能な積立金として、積立金及びその他の積立金の合計額。

四つ目として、一般会計における翌年度への繰越金の額。

五つ目、積立金の総額に当たる取り崩し可能な積立金と翌年度への繰越金の合計金額、そして最後に積立金と負債の差額を教えてくださいと思います。

同じように、平成26年度についてもお聞きをいたします。

ただ、平成26年度では、土地開発公社は解散し、その剰余金は一般会計に繰り入れられております。

同様に、市町村災害共済基金も一般会計に繰り入れられているため存在しません。

そのことを踏まえお聞きいたします。

一つ目は、積立基金の額を教えてください。

二つ目、その他の積立金として、国保支払い準備金の額。

三つ目として、翌年度への繰越金の額、そして、積立金の総額に当たる、以上3項目の合計額。

そして最後に、積立金と負債の差額について教えてくださいと思います。

なお、財政課長の説明をお聞きし、町長に再質問を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） 答弁をお願いします。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、横山議員の「三浦町政における財政状況の推移について」検証いただきありがとうございます。

その質問に答弁をいたします。

冒頭、先の私の次期町長選挙への出馬表明の新聞記事についてお話がございましたので、少し私の意見を述べます。

私は記者発表の席で、次の4年間で目指すことを5項目について思いを述べました。この場でその内容をお話しするのは趣旨が違いますから申し上げませんが、記者発表の場でも、5項目のポイントだけをお話し、詳細な内容を述べることはいた

しませんでした。その冒頭で「我慢し続けた12年から、仕掛ける4年間へ」と、私の思いを冒頭申し上げたわけですが、その真の意味は、これまで議会や住民向け説明会、或いは広報ささぐり、そしてまた、今、荒牧議員とのやりとりでも申し上げましたように、篠栗町のいわゆる「平成28年問題」の解決こそが喫緊の課題であるという認識から、その解決を最優先してきたという意味のことを象徴的に申し上げたつもりでございます。ですから、そのようにご理解いただかないと、私もまた詳しい詳細な説明に踏み込んで内容を話していかなければなりませんので、よろしく申し上げます。

記者発表という限られた時間での私の思いとして、いわばキャッチコピーとしての「我慢し続けた12年から、仕掛ける4年間へ」というふうに申し上げたとご理解いただければありがたいと考えます。

また、起債の額の推移につきましては、記者発表の際に、今年の住民説明会の資料の二つのシートを添付してそのうちの1枚でございます、それには基金の推移も記載しております。新聞記者の解釈によってかの記事になったと理解しております。私を取り立てて強調したつもりはございませんのでご承知おきください。

まず、第1の「本来の起債制度、その理念等について」のご質問にお答えいたします。

議員もご承知のとおり、起債は地方公共団体である町にとっては、地方債でございますが、町が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行は一会計年度を越えて行われるものを言いました。元来、公営企業の経費や建設事業費の財源として活用されるもので、将来に及んで負担していくべきものが、起債という債務となると考えております。

次に、第2の「起債の残高が本来の起債と何が違ってきたか」のご質問でございますが、これについては、先ほども申し上げましたように、確かに「臨時財政対策債」というのがございまして、これが地方交付税、地方に交付すべき地方交付税の財源が国にないことから、その不足分を地方に起債を起こさせるというものでございまして、本来の起債の趣旨とは異なるものと考えております。

平成27年度末の起債残高71億2,200万円のうち、臨時財政対策債残高は46億4,200万円ございました。もし地方交付税が満額配分されておれば、この起債はなかったものと考えております。

それでは、財政課長に平成16年度と26年度の財政状況につきましては、ご質問の項目に従って答弁をさせますのでよろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、立花財政課長。

○財政課長（立花 博友） それでは、私のほうから、横山議員の財政状況についての説明をさせていただきます。

まず、16年度でございます。

起債残高は、その時点で130億4,300万円でございます。

そのうち交付税算入額は97億円。

実質、町の負債額は、①から②を引きまして33億4,300万円でございます。

その当時の積立基金は34億9,200万円。

国保支払い準備金は2億5,000万円。

市町村災害共済基金 5億2,800万円。

それから、土地開発公社の決算額は4,200万円でございます。

今言いました積立金から土地開発公社の決算額までの合計が43億1,200万円。

その当時の翌年度への繰越金が3億1,300万円ありまして、3つの合計が46億2,500万円でございます。

積立金と負債との差は、その当時12億8,200万円ございました。

26年度におきましては、起債残高は74億4,300万円。

そのうち交付税算入額は63億5,800万円。

実質、町の負債は10億8,500万円です。

積立基金は28億1,300万円。

国保の支払い準備金は、同額の2億5,000万円でございます。

災害基金土地開発公社につきましては、解散になっておりますので一般会計に繰り入れております。

翌年度への繰越金が3億2,000万円で、積立金の合計といたしまして33億8,300万円でございます。

積立金と負債との差は、16年度当時12億8,200万円から26年度末で22億9,800万円となっております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） まずは、町長に起債に関する質問というよりか、少し私の方から説明をさせていただきたいと思うんですけども、先ほどの町長の答弁で、いわゆる起債残高が増えた、その中には、臨時財政対策債100%これは国が負担すべき

ことなんです、それを町に取りあえず起債をなさいと、そしてそれを交付税算入で補いますということで、そのことだけを言われておりましたが、それだけではなく、例えば、いろんなものを作った場合の国の補助金、これについても交付税算入というふうな手法を国は取らざるを得ないというのは、国にその補助金をその年度に支払うだけのですね、財源があればこういうことにはならないんですけども、何しろ一千兆を超える借金を抱えております国自体が、ですから、こういうふうな手法を取らざるを得なくなる、それはそれでいいんですけども、そこの仕組みがですね、職員の方は皆さんわかってあると思うんですけども、なかなかわかりづらいですね。

ですから、ここは本当に今後は丁寧にですよ、説明してやらないと全然全く違ったように受けとめてしまうんです。

ですから、例えば、実際の町の負債は、どういう表現して良いのかわかりませんが、見かけ上の、いわゆる負債はこれだけやけども、実際は町の負債はその中のこれだけですよとかですね、そういうふうな形で、町民の方が誤解がないようにですね、やっていただきたいなど。

ですから、起債についての再質問はいたしません。

それでは、町の負債に関して、今、財政課長のいわゆる答弁に従ってですね、まずは、確認をしていきたいと思っております。

また、町の実際の負債についての確認をさせていただきたいと思います。

平成16年度起債残高、名目上、いわゆる町が何らかの形で借り入れてる額が130億4,300万円、そして、その中で国が負担しなければいけない、いわゆる交付税算入額、これが97億あるんですね、ですから、それは差し引かないと本当の町の負債が出てこない。差し引きますと、先ほど答弁されたように33億4,300万円ということなんです。

これも33億も負債があるじゃないかと言われるかもしれませんが、ただ、後で話しますけども、それ以上の、例えば積立金があれば、これまた問題はまた違ってくると思うんです。

それから、平成26年度についての確認をいたします。

起債残高が74億4,300万、平成27年度の数字を町長いろいろこう言われておりましたけれども、まだ27年度の決算が、我々は報告も受けてないし認定もしてない。ですから、あくまでも26年度についてですね、私はお話をしたいと思うんですけども、起債残高74億4,300万円、それから、国のいわゆる負担で

ある交付税算入額が63億5,800万円なんですね、大部分が国が背負うべき負担なんですよ。それを差し引いたら、実際の町の負担は10億8,500万にすぎないということでございます。

ですから、これは16年度から26年度の10年間で22億5,800万円、実際町の負債が減少したことになるということで、これでよろしいかどうかを、まず町長に確認をさせていただきたいと思います。

だから、16年度の実際の町の負債が33億4,300万になってますね。それが26年では、実際の町の負債が10億8,500万になってます。

ですから、この10年間で差し引きした22億5,800万、町の負債が減りますということよろしいかどうかということです。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 答える必要ないということございましたけれども、いろんな意味での交付税算入というのはですね、私どももいろんな、国からは「こういう取り組みをします、こういうふうにやってください」「この資金については交付税算入をいたします」ということで、最近は始終そういう説明を受けて新しい事業に取り組んでいるわけですが、それをずっと積み上げていくと、本来なら交付税また上がるはずだなどと思ってても、総額では殆ど変わらない。そういう意味で今、冒頭ご指摘がございました交付税というものの非常に私どもの見えにくいところというのを最近ひしひしと感じておるわけですが、そもそも交付税というのは、私どもが地方公共団体として財政運営する必要なものをちゃんと充当できる分を計算した上で、その町の財政力規模に応じた額を交付税として出しているわけでございます。新規事業であるとか、町のおまけの事業といいましょうか、町らしい独特の個別の事業さえ行わなければ、町が運営できるという前提で交付税は配分されているわけでございます。それでは住民の皆様方にとって本当に住民の福祉の向上に役立つ行政運営ができるかというところとそうではございませんので、いろんな知恵を絞り、いろんな町の特性を生かした事業をしていくということで、本当にこの交付税だけでは足りないなというふうなのが現実としてあるわけでございます。

それはさておきまして、今ご質問がありました「平成16年度実質町の負債は33億でしたよ、これが実質26年度では10億8,500万円になりましたよ、22億円弱減ったと理解していいんですね」というお話でございます。

ただそれはそれで、議員のご指摘のとおりであろうかと思いますが、今いろいろ質問されてある指標の中にはですね、ストックの視点とフローの視点がごちゃ混ぜ

になってるんですね。

ですから、要は決算書上の数値の中に、いわゆる交付税算入額というのは、これから将来交付税に見合う分の金額が入っている。もちろん、起債残高も130億4,300万というのは決算の残高ですけど、それから以降ずっと返済していく分の残高ですよというものが入ってる。それに見合う分には、将来これだけ交付税算入がされますよというフローの問題が入っている。

それと、その16年度末、26年度末で切ったストックの中での討議といいましょうか、議論というのは、私としては、一部かみ合わないと言いましょうか、それはごちゃ混ぜにして議論するべきものではないというふうに思っている部分があることをお話し申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） なかなか難しい答弁でございました。

私はただ、16年度と26年度の差がですね、間違いないかどうかを確認しただけでございます。

我々議員は、あくまでも決算なら決算で出てくる数字、そのことで議論をせざるを得ない。

その中で例えば、先ほど町長言われたように、「交付税の仕組みは、中身は本当はわからないんだよ」そういうことを言われると、これはどうすることもできないんですね。

だから、例えば、交付税算入というものが、ストックがない例えば事業も何もしなかった、そういうときに、今と同じような交付税が入ってくるのかどうか、恐らく私は今以上に低かったんだろうと思います。その最後の1円までですね、計算上の交付税が入ってくるかどうかは、私もそれは定かではありませんけども、それはやはり国を信用してやらないと成り立たんのじゃないかなと。あくまでも、国が言っていることを信用した上での質問をしてるわけですから、国を懐疑的になればですね、もっとやはり町として、国はこう言ってるけども信用できんから、もっと例えば、予算の規模を縮小するだとか、そういうふうな方向に行かざるを得なくなるんじゃないかなと思います。

それはいずれまた議論することにいたしまして、次にいきます。

次もまた確認ですけども、この積立金、一般の方には、貯蓄と言った方が分かりやすいかもしれませんが、平成16年度46億2,500万ございました。

平成26年度は、これが33億8,300万、差し引きで12億4,200万減

ってるということですが、このことについて、間違いがないかどうかだけまず確認をさせていただきたいと思います。

先ほど財政課長が申し上げました、いわゆる16年度の、いわゆる積立金の総額ですね、積立金の総額が46億2,500万、もちろんこれには翌年度の繰越金も含まれてます。それと平成26年度の積立金ですね、33億8,300万円。

失礼しました、33億8,300万ですね、その差額が、12億円4,200万円、それで間違いないかどうか確認します。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 先ほどの財政課長が申し上げたとおりでございます。

○議長（阿部 寛治） いいですか横山議員、はい、どうぞ。

○議員（横山 久義） ここではちょっと訂正しなければいけないもので、明らかな数字はちょっと言えませんが、かなり16年度から26年度で積立金の方が減額になっております。

ですから、このこともですね、加味してこの10年間でどうだったのかということをややはり議論すべきことだろうと思うんですね。

年間恐らく1億ちょっとぐらいの、いわゆる貯蓄が毎年増えたということで理解していいんじゃないかなと思うんですけども、だから、その確かに1億何がしかのいわゆる貯蓄を増やすことも、今の御時世、大変なことかもしれません。

ですから、これただ12年間ですね、やりたいことをやらなくて我慢してやった割には、私はちょっと少ないんじゃないかな、主にですね、正直言って。

これは、余り強調できるほどの数字じゃないような気がしますんで、これは、主観の問題と言われれば仕方ありませんけども、もしそれについてコメントがありましたらお願いします。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 多分に主観の問題ではございますけれども、冒頭申し上げたように、記者発表の場でのいわゆる、一つの表現として申し上げたところでございまして、要はこの10数億円減額になったというものは当然のことがながら、この間のいわゆる繰上償還の財源として使って、要は将来に対して交付税の算入期間を超えて自主財源、いわゆる一般会計の持ち出しとして、返済していかなければいけない部分を返済することに使ったという前向きな取り組みをしたというふうに私自身は評価しているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員(横山 久義) 最後に、これは質問ではないんですけども、この際、平成16年度前任者のですね、責任の年度だと思いうんですけども、このときの、いわゆる実際の町の負債33億4,300万、その貯蓄の方が、それを上回る46億2,500万円。だから、12億8,200万積み立ての方が、その時点でも多いわけですよ、あれだけいろんな事業をやったとって、起債残高が130億を超えたとしてもですね。だから、先ほど荒牧議員とのやりとりの中で、町長が答弁された中で、いわゆる確かに、そのときは理論償還じゃない、いわゆる返済を述べた事業もあります、全部じゃないんですけど。でもそれは、一つの手法であってですね、あくまでも、交付税算入というのは理論償還で戻ってきます。

ですから、その戻ってきたものはですね、あくまでも返済に充てるということが前提なんです。これは、財政運営をするときの基本だと思いうんですね。

だから、それをやらないと、交付税がいっぱい来たよと使っちゃえとなると大変なことなんですね。

だから、やっぱりそういうふうな財政運営をやっていかれたら、確かに、返済の期間を延ばしたとしてもですね、繰上償還という手法は当然出てくるわけですから、そういうことも、もう今はですね、そういうことはよくわかってあると思いうんですから、そういうこともやって財政運営をやっていただきたいと思っております。

それから、何度も言うようですけど、財政と言うことはですね、なかなかやっぱり町民の方に理解されにくい。

ですから、もう恐らく27年度の決算の認定が終わると、いわゆる広報なんかにも出ると思いうんですけども、その中にですね、これも財政課長にお願いするのが筋かもしれませんが、いわゆる今さっきから何度もわたしが言ってるような見かけ上の町の負債がこうですよと、でも、その中で国が責任持って返済するのが幾らですよ、だから町の本当の負債がこれなんですよと書くことですね、そして、傍らには貯蓄にあたる積立金などが幾らありますと、差し引きこれだけ27年度は、まだ積み立て貯蓄のほうが多いんですだとか、それは毎年やはりどっかでいいですからね、書いていただけるようにしていただければと思っております。

それから、最後これは町長だけじゃなくて、職員全員の皆さんにお願いしたいんですけども、私は町長が言われたような、いわゆる表現は違うかもしれないけども、攻めの町政というのは、いまから本当に大事だと思いうんですよ。もうそれをやらないと、この篠栗町の周辺の町から取り残されるんじゃないかなというふうにも思います。

ですから、職員・執行部一丸となって、もちろん議会もですね議会なりまた勉強してアドバイスできることはしますから、今までも一生懸命に頑張っていると喜んでくれるけれども、さらにですね、頑張ってくださいようお願いいたしまして質問を終わります。

○議長(阿部 寛治) 町長、何かコメントがありますか。

○町長(三浦 正) コメントしてもよろしゅうございましょうか。

○議長(阿部 寛治) どうぞ。

○町長(三浦 正) すいません、再質問をいただいたわけではございませんが、私の考え方として、横山議員がいろいろご指摘された指標に基づく、その切りわけの仕方に基づく、現在の状況の把握、或いは、平成16年度の把握につきましては、再度申し上げますが、私の考え方としては、ストックとフローが非常に入り組んだ形になっておりまして、仮に今積立金と負債の差額が22億9,800万円ございますよというの、これについても、今後の返済の仕方で如何様にも変わってくるわけでございますので、その辺ところは、考え方に若干の相違があるかなというふうに思っておるところでございます。

今後につきまして、私なりの分析に基づいた、町民の皆様方や、或いは、議会の皆様方へ説明をしてまいりたいというふうに思っております。

併せまして、その基金等、起債等の残高推移等々について、「ちゃんと明確に説明しておったほうが良いよ」というご指摘をいただきましたが、これにつきましては、毎年の町民の説明会、今年5月に開催いたしました、それにおきまして、これちょっと小さい紙でございますけれども、「基金の残高が今これだけあります。起債がこれだけあって、臨時財政対策債はこれだけあります。基金はこれだけあります。実質はこれで私どものほうは、今積立金との差額はこれだけあります。」というような説明は、会場では説明しているつもりでございますが、それについては、もう少し詳しく、いろんな場で説明をしてご理解を賜るようにしていきたいと思っております。

最後に、ご指摘ありました攻めの町政というのは、私も全く同感でございまして、篠栗町が、元気ある都市圏の中で生き残っていくためにも、今後も今ご指摘のあるような方法でしっかりと住民の皆様のために、「住んでよかった」と思っていたいただけるようなまちづくりをしたいというふうに、かねがね思っているところでございます。

どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） ただいま、11時18分です。

大体1時間で暫時休憩をとるところですけど、今から休憩に入りたいと思います。

時間は、25分から再開したいと思いますのでお願いいたします。

（暫時休憩）午前11時18分～11時25分

○議長（阿部 寛治） では、再開いたします。

質問順位4番、古屋宏治議員。

○議員（古屋 宏治） 議席番号1番、古屋でございます。

よろしくお願いいたします。

休憩前は、非常に重たい大事な話がありましたけども、私の今回の提案は、質問は、前向きの話ですので、ぜひお聞きいただきたいと思います。

本日は、町長に「クラウドファンディングを導入・活用したまちづくりについて」質問いたします。

町長の新年の挨拶に「篠栗町自立宣言」で、「自分たちのまちのまちづくりは自分たちの手でという自治意識による行動とその結果の積み重ねを信じて、全町民の力を集結して、頑張っていきましょう。」と述べられておられます。

これからは、国からの交付金も期待できず、人口減少、少子高齢化等に伴う厳しい財政状況になると思われれます。その中で、地域を活性化し自立的なまちづくりを進めるには、行政だけではなく地元企業や住民、さらには、篠栗町を愛する地域外の人も含めた、さまざまな人にまちづくりに対し心を持ってもらうことが大事なことでと思います。

その手法の一つにクラウドファンディングという手法がございます。

このクラウドファンディングとは、アイデアがあっても資金が手元にないという場合に、アイデアをプラットフォームというインターネットを活用した仕組みを通じて公開し、幅広い大衆の方々にアピールをすることで、賛同する不特定多数の人から資金の支出や協力を募り、そうすることで資金力が乏しい中でも多くの新しいアイデアのプロジェクトが生み出され、夢の実現に向かって取り組むことができる手法でございます。

多くの人から寄付金や事業資金を集めて、何らかのプロジェクトを実行することは、古くから行われており、決して新しい発想ではありませんが、ここでいうクラ

クラウドファンディングは、そこにインターネット上のプラットフォーム（仲介人）という仕組みが介在することにより、資金を集める人たちの情報がよりダイレクトで広範囲に賛同する人々に伝えることが新しい点と言えます。

このクラウドファンディングには大きく三つに分類されまして、寄付型、その名のおりプロジェクトに対し出資を行うがあくまでも寄付であるためリターンを求めないタイプ。

購入型、プロジェクトへ出資することでそのリターンとして出資額に応じた金銭以外の商品やサービスを受け取るタイプ。

投資型、出資者が特定の企業などに出資を行い、リターンとして金銭、配当や利益の一部、又は、株式が発行されるという三つのタイプがございます。

町が行うさまざまなプロジェクトによって、パターンが考えられると思いますが、クラウドファンディングを積極的にまちづくり事業に活用できないかと思ひ質問をさせていただきます。

まず、1問目、篠栗町として、町が起案者となりクラウドファンディングを導入・活用できないかと思ひ質問いたします。

国内には、幾つもの自治体クラウドファンディングを立ち上げておられます。

ここで数例、紹介させていただきます。

奈良県では、県が取り組むプロジェクトを多くの方々に知っていただき、また、応援してもらうことで、今まで以上に奈良県を身近に感じてほしいとの職員の思ひから、平成27年度からクラウドファンディングを活用した「あなたと奈良県を繋ぐ、奈良県をもっと身近に感じてほしいプロジェクト」を行ってあります。

奈良県は、寄付型に特化したクラウドファンディングを活用しておられます。

これがその奈良県が出してあるクラウドファンディングのホームページでございますけども、この中に写真とかが入っておりまして、市長さんの顔写真も入って、市長さんの想いがずっとつづいてあります。

このプロジェクトは、READYFOR（レディーフォー）というサイトを活用してありまして、ガイアの夜明け、それから、カンブリア宮殿などで紹介されております。

2011年3月にオープンから4,470件以上のプロジェクトの資金調達を行い、日本最多の17万人から26億以上の支援金を集めているサービス会社でございます。

それから、福井県鯖江市の地域の「らしさ」をだれもが楽しめる社会をつくろう

をコンセプトに地域を盛り上げるプロジェクトに特化したクラウドファンディングを活用してあります。

これは、F A A V O（ファーボ）鯖江というファンディングでございまして、鯖江市は、平成26年12月よりクラウドファンディングF A A V O鯖江の運営を行っております。

新しいアイデアや夢を持っている皆さんが、資金面で新たな活用を諦めることのないよう、クラウドファンディングという資金調達手段を手軽に活用できる環境を整えることで、鯖江市は皆さんの夢の実現を応援しますということで、鯖江市がF A A V Oという地域特化型の運営会社の、エリアオーナーをされて運営をしております。

このF A A V Oという会社もガイアの夜明けで紹介されております。

それから、鎌倉市では、新たな観光ルートの設置のためのクラウドファンディングを活用した看板の裏に寄付金をいただいた方の名前を書くというようなプロジェクトもあります。

それから、佐賀県では、有田焼の事業を促進するためのクラウドファンディングを活用してあります。

この佐賀県では、運営会社と覚書を結び、有田町、伊万里市、嬉野市、各市で復旧啓発セミナーを行われ、県民にクラウドファンディングの仕組みを理解してもらい、県がプロジェクトを立ち上げておられます。

その他にも、いろいろな県や市町村が、数多くの地域に特化した自治体クラウドファンディングを活用して、篠栗町でも町民や町を想う人からの資金を提供を願うことで、町の財政確保になると思います。

今のが1問目で、1問目は、篠栗町が起案者となってやれないかという点でございます。

2問目は、行政が町民に普及促進のPR、説明会や相談会ができないかと思ひ質問いたします。

行政からこのクラウドファンディングの仕組みを町内外の方々、各種団体等の方々に、積極的に説明会や相談会をしていただき、先ほどの佐賀県のような何度もセミナーを開いていただき理解を得ることで、町民プロジェクトを立ち上げることにより、町民参加でのまちづくり、篠栗町を愛する方々のアイデアで一つ一つ額は小さくてもお互いが手を合わせることで、住民の夢や志を生かしたまちづくりができると思います。

また、各種団体からのプロジェクト提案をしてもらうことにより、現在町が支出している補助金、先ほども補助金のお話がありましたけども、その補助金が少しでも減り、財政負担が軽くなると思えば行政として積極的に効果的なPR活動ができないかと思ひ質問いたします。

以上、2問でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、古屋議員の「クラウドファンディングを導入・活用したまちづくりについて」のご質問に答弁いたします。

その前に、私と前質問者であります横山議員との討論では、「重い」というお話をされましたが、非常に建設的なご指摘と前向きな議論であったと私はそのように思っておりますのでご報告申し上げます。

「クラウドファンディングの導入・活用したまちづくりについて」のご質問でございます。

全国の自治体において少子高齢化に伴い人口減少社会を迎えるなどの影響で厳しい財政状況の中、地域を活性化し、持続的かつ自律的なまちづくりを進めるためには、行政やそれに携わるまちづくり企業などだけではなく、地元企業や住民さらに地域外の支援者も含めた多様な主体が参画し、経済的にも活動を支える新たな仕組みを構築することが重要と言われておるわけでございます。

最近、他の自治体におきまして取り入れられております「ふるさと投資」は、ふるさと寄付金に次ぐ取り組みと言われ、その手法としてクラウドファンディングが活用されているところでございます。

委員からお話がありましたように、クラウドファンディングは、個人や企業、その他の機関が、インターネットを介してアイデアやプロジェクト紹介し、それに共感し、賛同する一般の人から広く資金を集める手法でございますが、従来から何か新しいプロジェクトを始めようとした場合、資金調達がなかなか容易ではないわけでございます。

このクラウドファンディングの資金調達の手法であります。仲介業者と言われるインターネットサイト事業者を介して寄付、購入、投資などの形態により、町内外の個人や企業等から少額の資金を多く集めていくという仕組みで、いわゆる小さな個人投資家からの調達方法と言えるのではないのでしょうか。

また、事業の目的や取り組み・活動の経緯等を示すことで資金調達者の顔が見え

やすい仕組みでもありました。

個人が個々の事業者の思いに応じて資金を提供する側面が強いことから、個人や中小企業者等にとって金融機関とは異なる新たな資金調達手段となりうるだけでなく、マーケティングやファンづくりの手段、起業のための学習の場としても活用できると考えられます。

行政側のメリットとしては、地域課題の解決や財政負担の軽減、地域のPRやファンづくり、新しい支援の形が期待されているわけでございます。

先ほどもお話がありました全国の導入例といたしましては、名所の修復費用や古民家の再生事業、商品開発、空き家を活用したカフェ、ペットなどの動物愛護に関することなどが幅広い支援を受けて成果を挙げていると聞いております。

今後、導入にあたり地域・事業の担い手が新しいプロジェクトを実行するためには、町と地元金融機関、仲介業者、地域内外の個人等が一体となることでプロジェクトの効果がより広く町内にもたらされるようにならなければなりません。

そのためにも、購入者や投資者への配当やリワードいわゆる特典に関することやルールづくりなど透明性を確保するなどの検討が必要となると考えられます。

また、本町といたしましても投資者から投資したいと思ってもらえるような素材発掘と下地づくりが肝要であろうかと考えます。

これらを踏まえて、町内外から篠栗版まちづくりクラウドファンディングとして認識されるような形づくりが行えるよう、導入に向けて検討を重ねてまいりたいと考えます。

これらをクリアした上で、クラウドファンディングを活用したふるさと投資に対するPR活動に取り組みたいと考えます。

今後、このようなアイデアを積極的に取り入れていくことで、まちづくりのさらなる推進とこの仕組みによる創業支援の一環と捉えて、「篠栗町自立宣言」への足掛かりとなるように進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導賜りますようお願いいたします。

○議長(阿部 寛治) はい、古屋議員。

○議員(古屋 寛治) ありがとうございます、是非、前向きに検討していただきたいと思っておりますし、例えば、篠栗町で今後、役場庁舎の建替えプロジェクトが発生すると思われましても、そのときの建築費の一部をこのクラウドファンディングを活用し、寄付型、若しくは購入形で資金を募り、プロジェクトに参加していただいた方の名前をその建物のどこかに残していくよと、そういうようなプロジェクトも

考えられると思いますし、今、やってらっしゃいます森林セラピー、これに関するクラウドファンディングを立ち上げ、町長の想いや森林セラピーの素晴らしさをアピールすれば、インターネット上に公開されますので、それが日本中、世界中に広告が流れます。そういうことで、資金の提供プラスアルファのこの森林セラピーの素晴らしさのアピールができるんじゃないかと思いますのでよろしく願いいたします。

それと、先ほど町長の言葉の中にも出ました「ふるさと投資」というものがございます。

一つは、町が起案者となってクラウドファンディングを活用するというやり方と、もう一つは、町が起案者でなく町が関与したやり方でのクラウドファンディングの参加と、町長の話の中にもあったと思いますけども、運業者プラットフォームを運営している企業と町が連携し、資金調達のテーマの設定や募集の申請等について行政が審査し、アドバイスを行ったり、また案件を審査し、複数事業者の事業をマッチングさせたり、共同提案に導くことでプロジェクトの厚みを増すことができると思います。

また、このクラウドファンディングを活用して、満額の資金が調達できた場合、その調達額に行政が一定額を上乗せして助成するというような取り組みもできると思います。

先ほど言われました「ふるさと投資」、これは平成26年10月31日に、内閣府に事務所を置く「ふるさと投資連絡会議」が設立されております。平成28年2月19日時点で、全国179団体が構成されており、構成員は、地方公共団体、地域金融機関、全国銀行協会、全国新聞連絡連合会、日本政策銀行、金融庁、経済産業省、国土交通省、農林水産省、内閣官房、内閣府地方創生室と、その他たくさんの団体が構成されております。

この「ふるさと投資」の定義に書いてありますことが、地域資源の活用やブランド化、地方創生等の地域活性化に資する取り組みを支えるような事業に対するクラウドファンディング等の手法を用いた小口投資であって、地域の自治体等の活動と調和が図るものと定義してあります。

期待される効果としましては、地方公共団体や地域金融機関等の事務担当者による活用により、①ふるさと投資への理解、②ふるさと投資に対する効果的な関与により、地域資源の活用やブランド化などの事業の発掘促進。発掘促進された、さまざまな事業が支える地域活性化の実現が進むことを期待しますとあります。

また、ふるさと投資の手段としては、クラウドファンディングを活用ということも記してあります。

国が進めるクラウドファンディング活用事業でございますので、ぜひ、このことを町のほうでも取り組んでいただきたいと思います。

それと、最後ですけれども、このクラウドファンディングという新たな資金調達手法は、近年対等した新たなスキームであること。

また、インターネットを活用したスキームであることから世代間でその認知度や利用意向には大きな差があると思われまます。そのため、クラウドファンディングのスキームをより多くの町内事業者、町内外の方々に利用してもらえよう効果的な広告PRをしていただき、プロジェクトの価値や必要性をアピールしながら共感を得られれば、定住促進や地域の活性化、観光交流促進、子育て支援など幅広いまちづくりが期待できると思えます。

また、プロジェクトを通じて、町の魅力を先ほども申しましたけれども、日本中、世界中に広く発信することも可能であり、さらなる篠栗町のファンもできると思えます。

また、ふるさとを離れて生活する人の中にも、ふるさとと繋がってほしい、少しでもふるさとの役に立ちたいと思う人たちにも共感いただけるものだと思います。

ぜひ、このクラウドファンディングのまちづくりの手法として、ぜひ取り入れたいと思えますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 何かありますか。

はい、どうぞ。

○町長（三浦 正） ただいまの議員のご意見にありました分をしっかり勉強して、取り入れに向けて前向きに考えたいと思えます。

よろしく願いします。

○議長（阿部 寛治） 質問順位 5 番、田辺弘之議員。

○議員（田辺 弘之） 議席番号 2 番、田辺弘之でございます。

本日は、「被災者台帳『被災者支援室システム』の導入・運用について」質問いたします。

9 月 1 日は防災の日でございました。

先ほど冒頭で栗須議員からございましたように、今年は、熊本、大分の地震、また台風が異常に発生し、また大雨がどんどん降ってきて、何があるかわからない状

況でございます。

幸いにも篠栗町は、被害はございませんでしたが、これから先のことを考えて、今回の質問をさせていただきます。

被災者台帳とは、災害が発生した場合、被災者の擁護を総合的かつ効果的に実施するための基礎となる台帳であり、災害対策基本法第90条の3の第1項において、市町村の長が作成することができることとされ、同第2項において、その内容が記載されております。

その内容とは、①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、⑤住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況、⑥擁護の実施の状況、⑦要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由、⑧前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項の8項目です。

この被災者台帳を導入することによって、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能となるほか、被災者が何度も申請を行わずに済む等、被災者の負担軽減が期待されております。

このため、近年、東日本大震災や広島土砂災害、熊本・大分地震等、大規模災害のみならず災害が多発する中、被災者台帳の作成への認識が高まりつつありますが、その作成は必ずしも進んでおりません。

こうした実態を踏まえ、内閣府（防災担当）においては、平成26年度被災者台帳調査業務報告書を取りまとめ、地方自治体に対して、先進事例集、導入支援実証報告及びチェックリストを提示しております。

この内閣府の報告書において、被災者台帳の先進事例の一つとして取り上げられている「被災者支援システム」は1995年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで、現在、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の「被災者支援システム全国サポートセンター」において、全国の地方公共団体に無償で公開提供されております。

このシステムの最大の特徴は、家屋被害ではなく、被災者を中心に据えている点でございます。

住民台帳のデータをベースに被災者台帳を再作成し、これを基に、罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退居など被災者支援に必要な情報を一元的に管理します。

これによって被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができます。

システム導入に当たっては、厳しい財政事情の中、「システム経費までは捻出できない」、「いつ起こるか判らないことにお金も労力もかけられない」、また「SEのようなコンピューターに精通した職員がいない」等、消極的な意見が聞かれます。

しかし、この被災者支援システムは、阪神・淡路大震災の最中に、西宮市の職員が被災住民のために開発したもので、必ずしも高いIT能力のある職員がいなければできないわけではございません。新たな設備は特に必要なく、既存のパソコンがあれば十分に対応できるものでございます。

また、導入にあたっては、地方自治体からの求めに応じて、被災者支援システム全国サポートセンターから無償で講師を派遣することも可能です。

被災者支援システムの導入については、導入自治体も確実に増えております。

5月には熊本地震で被災した熊本市をはじめとして益城町や南阿蘇村など、15市町村が家屋の被害状況や避難先、支援メニューの利用状況などの情報を一元管理するため、この「被災者台帳システム」を導入いたしました。

平成28年5月時点で910の自治体が運用しており、システム導入自治体の一つである奈良県平群町では、昨年6月19日に世界銀行が視察に訪ねてきており、世界からも注目される取り組みとなっております。

これらを踏まえて、「被災者支援のシステム」の導入・運用について、次の項目を質問いたします。

- ①町の地域防災計画には被災者台帳に関する記載はあるのか。
- ②篠栗町では被災者台帳をどのような形で作成しているのか。
- ③「被災者台帳システム」を導入することは可能か。

の以上3点を質問いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、「被災者台帳『被災者支援システム』の導入・運用について」の田辺議員のご質問に、まず私からお答えいたしますが、災害に対する備えは、日ごろから防災意識の醸成、災害が起こったときの被害を最小限に止めるための危機管理のノウハウの構築等多岐に亘っておりまして、そのいろいろな場面を想定して役場職員、地域の皆様が率先して訓練を継続しているところでございます。

まさに、「自助」「近助」「共助」「公助」が一体となっこそ、災害に強いまちづくりが可能となると自覚しております。そうした篠栗町の防災に対する考えを

前提とした上で、ご質問がありました3項目につきましては、総務課長から個別に答弁をいたしますので、まずよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（大塚 哲雄） それでは、被災者支援システムの導入・運用につきまして、まず、1点目の「地域防災計画における被災者台帳の記載について」のご質問にお答えをいたします。

被災者台帳の整備は、平成25年10月に施行されました「災害対策基本法の一部改正」により市町村長に対してその作成に関する権限が付与されております。同法の改正は、被災者に関する個人情報等を、当該市町村内の関係部署における共有、或いは他の公共団体等への提供を可能にすることにより、被災者支援をより効率的に行うことができるようにすることを目的としたものでございます。

現行の本町地域防災計画では、この被災者台帳に関する計画は特に定めておりませんが、「支援漏れ」や「手続の重複」なくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するためには、こうした台帳の整備は急務であると認識いたしているところでございます。次期の地域防災計画の改訂作業を本年10月から行う予定にいたしております。

当該被災者台帳の整備につきましては、篠栗町防災会議に諮問してまいりたいと思っております。

次に、2点目の「本町における被災者台帳の整備について」のご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、被災者台帳は整備しておりませんが、「避難所運営マニュアル」や「避難者台帳」は既に整備し、災害時に避難者支援のために必要な情報管理が行えるよう努めているところでございます。この避難者台帳は毎年、各行政区の自主防災組織に配布し、いざというときに町全体で情報を共有できる体制整備を進めているところであります。

最後に3点目の「被災者支援システム」の導入についてのご質問にお答えいたします。

「被災者支援システム」は、被災者台帳をもとに、被災状況、避難所状況、緊急物資などの情報を一元管理することにより、罹災証明の発行や救援物資の管理が容易に行えるなど、実践的で使いやすいシステムであると認識いたしております。以前から導入に向けた検討を重ねてきたところでありますが、本年度におきましては、試験的に一部のコンピューター端末にシステムを導入し、住民基本台帳システ

ムとの連動、データの互換性などをしっかり検証し、できるだけ早期の運用を目指した導入計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） では、再質問どうぞ。

田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 非常に、この西宮が開発した被災者システムは、ものすごく安い金額でできるということで、これ私、調べたんですけども、もしこれ大手なコンピューター業者にシステム開発を委託した場合、人口の規模が違いますが、仙台市の平成23年度被災者支援システム基本設計業務委託の落札価格は、1,500万円、横浜市の平成25年度被災者支援システム開発業務委託においては、入札価格が4,700万円から5,200万円となっております。

これに比べて、この被災者支援システムは、これは先ほど言いました平群町の電算課の方が、その当時作ったシステムの金額を書いているんですけども、これ状況にはいろいろあると思うんですけども、まず導入価格が、平成21年当時にサーバーの本体、これはハードウェアの保守が5年、そして、無停源電源込みで20万円ほど、そして操作用のディスプレイ、これは必須ではありませんが、これも20万円ほど、導入経費が、データ変換プログラム一式、これは住基変換・データ変換40万円（平成21年度）、要支援者データ変換一式50万円（平成26年度）というぐらいの経費でかかっております。

もし、この篠栗町が導入する場合、どのくらいの経費がかかるか、ちょっと教えてほしいんですが。

○議長（阿部 寛治） どうぞ、総務課長。

○総務課長（大塚 哲雄） 金額的にはですね、まだちょっと検討の段階ですので、正確な金額等は出ておりませんが、まずは、住民基本台帳のシステムとの連動がどうなるべきかということを検証するのが、まず必要であろうと思います。

それによって先ほど申しましたとおり、データの互換性等も検証して、その中で費用対効果、実効性をも併せた上で、町独自のですね、オリジナルをもった機能への改良も含めてですね、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） それから先ほど、できるだけ早くと言われたんですけども、実際、熊本なんかでは、5月に地震が起きまして、もう既に15市町村が導入して

ます。時期はいつぐらいまでにできるかどうか。

ちょっと教えてほしいんですが。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（大塚 哲雄） これにつきましては、災害時ということで緊急性が非常に重要だと思っております。

来年度、若しくは再来年度までにはですね、データの検証をしっかりとした上で導入できる方向で急いで検証してまいりたいと考えております。

○議長（阿部 寛治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま、お話になりました導入につきましては、現在私どもの町の役場の中でですね、住民課が主に使うシステム台帳、税務課が使う、都市整備、産業観光課、総務とそれぞれ個別で動かしてる部分がありますので、それを今一体にしようという動きをして、総投資額を減らした上で、それぞれの利用を簡素化し、そしてまた有効に活用できるようにしようという動きを今検討しておるところでございます。

それに乗せるのが1番いいかなというふうに思っておりますので、今総務課長は答えましたように、「分かりました、来月から検討して12月には」ということではなくて、今進めているプロジェクトに併せて乗せていくっていうのが1番効率的かと思っておりますので、そのように指示をしたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） できるだけ早急に、よろしくお願いします。

以上で質問終わります。

○議長（阿部 寛治） 引き続きまして、質問順位6番、山田眞士議員。

○議員（山田 眞士） はい。

議席番号4番、日本共産党の山田でございます。

はい、それではもう早速、お昼の時間になりましたもので、急いでやりますので。

はい、今回の私の質問は、新総合事業についてでございます。

「新総合事業」介護予防・日常生活支援総合事業とも言えますが、これは、2017年4月までに、全ての市町村で、実施することが決定されております。

この「新総合事業」は、これまで予防給付として、提供されていた、全国一律の訪問介護と、通所介護（デイサービス）を、地域の実情に応じて、多様な生活支援ニーズに応えるサービスを総合的に提供できる仕組みに見直すこととしています。

厚生労働省は訪問介護、通所介護事業所を「みなし指定」として、そのまま新総

合事業に移行させ、一方で、多様なサービスとして新たに「基準緩和A型」「住民主体B型」「短期集中C型」などのサービス類型を示していますが、本町における、多様なサービスの整備は、どうなっているのかを次の3点を通して質問させていただきます。

一つは、全国各地では、採算の合わない事業所の廃止・倒産が進行していて、住民から介護サービスを奪う事態となっていますが、利用者の生活と、介護事業所の運営を守るために、訪問型、通所型とも現行相当サービスは、継続できるのか、どのように整備していこうとされておられるのかをまず問いたいです。

2番目には、新しい制度では、窓口で基本チェックリストにより、従来の介護認定が受けられるのか、総合事業の対象者となるのかが、決められますが、チェックリストによる振り分けには何の問題点もないのか、検討はされていますか。

例えば運動器関連の項目で、「15分間くらい続けて歩いていただけますか」という項目ですが、これには、杖、装具、手押し車を使用しているのか、歩行時の安定性などは問題にしています。

また、チェックリストの実施は、必ずしも専門職でなくともよいとなっていますが、このチェックリストでは専門職でない事務職員が十分な聞き取りをしないままに、簡単に振り分けを行ってしまうという問題は、出てこないのだろうかということを、質問させていただきます。

それで3番目に、処遇改善加算と、介護報酬引き下げという、矛盾した国の政策の結果、本町の幾つかの事業所でも、経営は、重い負担となっています。

また処遇改善加算を習得できなかった事業所は、介護報酬の引き下げの影響だけを受けることになり「経営はさらに苦しくなっている」と。私個人的にアンケート調査を事業所にさせていただきました。そのように出ています。

例え、このことにより、国の政策の結果「介護職員の人も集められない」というような状況に陥っている中小の事業所もあることをアンケートによってわかりました。

この事業所の経営が圧迫されることは、地域にとってかけがえのない雇用を奪うことになり、同時に、利用者から介護サービスを奪うことにもなりかねないのではないですか。

この新総合事業について、本町においては、どういうふうな整備を行っていこうとされているのかを質問したいと思います。

その前に答弁をいただく前に、この本町における低所得者ですね、年収が200

万250万以下の人が、本当に多いんです。

それから、介護の認定を受けておられる、要支援1と2は毎年30名ずつ増えています。23年から。

このことを踏まえて、私の質問に、福祉課の課長に、答弁をお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 町長から、はい、どうぞ。

○町長（三浦 正） 山田議員の新総合事業についての御質問に、まず私から、お答えいたしますが、御質問にもありましたように、平成27年4月に介護保険の大幅な見直しが行われまして、「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まりました。

そしてこの事業のことを、ただいまお話がありましたように総合事業または新総合事業と言っているわけでございます。

これは、高齢の方ができるだけ介護を要する状態にならずに自立して暮らし続けられるよう、自治体が、介護予防や生活支援のためのサービスを行う事業でございます。

介護保険では、日常生活において、介護を必要とする状態の「要介護認定」と、見守りや支援を必要とする状態の「要支援認定」の2種類の認定があります。

そのうち、要支援認定に関しては、専門の職員が行わなくとも、地域の力を活用して支援が行われるよう、国の方針が定められたわけでございます。

そして、平成30年3月までに要支援の方の訪問介護や、通所介護サービスを総合事業へ移行していくこととなっているわけでございます。

それでは、御質問の3項目につきまして、福祉課長から答弁をいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、福祉課長。

○福祉課長（井上 勝則） では、介護保険担当課であります福祉課の方より、今の御質問について、答えさせていただきます。

まず問1の「現行相当サービスが維持できるように整備されるのか」という質問についてですが、要支援の方の総合事業の移行につきましては、まず、①認知機能の低下により、日常生活に支障がある症状や行動を伴う方、②退院直後で状態が変化しやすく、専門的なサービスが特に必要な方、③身体介護が必要な方、そういった方につきましては、専門知識を有する職員でなければ、対応できない方につきましては、現行相当サービス、すなわち、利用者にとっては、今までと同じサービスを受けてもよいということになっております。

篠栗町でも、この4月から総合事業に取り組み始めました。

このため、7月から介護保険認定申請後の認定結果により、訪問介護と通所介護

サービスを利用される要支援者に対しまして予防給付から総合事業における現行相当サービスへと移行を行ってまいっております。

要支援の方の、現在の状況を尊重する形で、混乱がないように、穏やかに事業移行を行っております。

今後は、先ほど説明しました、利用者の状況で、判断を行うことになっておりますので、該当する状況であれば、現行サービスを利用することができることになっております。

次に問2の「専門職でない事務員が、十分聞き取りしないままに簡単に振り分けを行う、こういう問題が出てくる可能性はあるか」という質問に対してですが、まず、基本チェックリストとは、先ほど申し上げました、総合事業を受ける必要がある方かどうかを判断するために、厚生労働省が作成した25項目の質問に回答するアンケートのようなものでございます。

その内容につきましては、勝手に変えてはいけないことになっております。

時間がかかる介護認定とは違いまして、基本チェックリストを利用しますと、事業対象者かどうかは瞬時で判断が出来ます。

厚生労働省は、基本チェックリストは、一般職員が聞き取ってもよいように想定しておりますが、篠栗町では、専門資格の職員を配置するとともに、受付の職員によって振り分けに差が出ないように、受け付けを行う高齢者支援係は、地域包括支援係とともに勉強会を開いているところでございます。

また、住宅改修や福祉用具のレンタル、デイケアに通うなど認定申請が必要なサービスもございますので、窓口にくられた方に申請を受け付けさせないということはありません。

最後に、問3の処遇改善加算についてですが、これは、介護職員に対して付く加算ございまして、ほとんどの事業所に付いております。

篠栗町にある介護事業所に対して確認を行いましたところ、全ての事業所につきまして、処遇改善加算が付いております。

介護保険は国の施策であり、篠栗町は、福岡県介護保険広域連合に加盟しておりますので、篠栗町独自で認定できる事項とできない事項がございます。

介護保険の事業所につきましては、事業所同士の連携強化や、新制度に対しまして学習会のために、隔月で事業者連絡会を開いております。

また、1月から5月にかけて、各地区のいきいきサロンを回り、介護保険説明を行いました。

総合事業につきましては、今後住民や事業所の皆様の御理解と御協力をいただきながら、さまざまな取り組みを行う予定であり、そうした事業が始まりましたら、随時お知らせしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい再質問、山田議員。

○議員（山田 眞士） 一つだけ、質問しておきます。

今ですね、処遇改善加算については、全ての事業所に処遇改善加算が付いておると答弁されたんですけども、私の調査では、アンケートでは、処遇改善加算が付いてないところがあります。

というよりも、申請をしてないと聞いております。

ここは、本当に全ての事業所を、調べられたんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい。

福祉課長。

○福祉課長（井上 勝則） 一応、担当者の方より、篠栗町内の事業所に対しまして、電話で確認をいたしております。

ただ、処遇改善加算につきましては、今日申請して、明日から付くというわけではございませんので、多分、もしかしたら、今現在、申請中のところもあるかもしれません。

ただ、先程申したように、全ての事業所に対しましても、付くように申請を行っているというふうにうけたまわっております。

なお、処遇加算につきましては説明申しましたように、介護職員について付く加算でございます。

そのため、例えば事業所におきましては、たとえば、事務職員とか、運転手とか、そういった方につきましては、こういった加算が付かないことになります。

ですから、同じ事業所内で給料に差が付く。

そのために処遇改善加算を申請しないというところ、あと、この加算を付けた場合は、同じように、今度は利用者負担が増えることとなります。そのため、利用者負担、「利用者のことを考えて申請しないよ」そういったところは、町内以外の事業者では、聞いたことがございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、山田議員。

○議員（山田 眞士） ただその事業所についてはですね、あとで課長に、知らせま

すので、そこで、もう1回問い合わせして下さい。

そして最後に、この質問で申し上げたいことは、とにかく介護のサービスについては、今までの健康サービスを維持していただきたいということです。

なぜならば、先ほど冒頭で言いましたように、篠栗町では年収が200万以下の方々が本当に多いです。

2.5人から1人の割合です。

それから介護認定の1・2、要支援の1・2と、介護1・2は本当に増えていきますので本当に現行のサービスを維持するような新総合事業の改革をやっていただきたいとお願いして私の質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会とします。

散会 午後12時15分

平成28年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月16日(採決)

平成28年 第3回 定例会 会議録

日時 平成28年9月16日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	久 芳 良 行	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	村 瀬 修	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三	都 市 整 備 課 長	三 明 祐 治
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、9月8日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットの掲載の議事日程のとおりでございます。

これより、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第45号「篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) おはようございます。

議案第45号「篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」

本議案は、児童扶養手当法施行令が、平成28年8月1日に一部改正されたことに伴い、関係規定を改正する必要性が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の概要としては、引用しておりました施行令の第2条4の項の番号が変わったため、「5項を8項」に「4項を7項」に改めたもので、内容についての変更はありません。

また、この条例は公布の日から施行し、改正後の本条例の規定は、平成28年8月1日から適用するものです。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第４５号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２、議案第４６号「篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する文教厚生委員長からの報告は、会議規則第７５条の規定により、タブレットに掲載のとおり、閉会中の継続審査とする申出書が提出されています。

お諮りします。

本案を委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに賛成の方はご起立願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第４６号は、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第３、議案第４７号「平成２７年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案は、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○決算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第４７号「平成２７年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２７年度篠栗町一般会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額１００億１３６万７,３８３円、歳出総額９４億５,９４９万４,８８４円、歳入歳出差引額５億４,１８７万２,４９９円です。

翌年度への繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額１億５,９５３万６,０００円、実質収支額は３億８,２３３万６,４９９円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方のご起立を願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第47号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第4、議案第48号「平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○決算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第48号「平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額36億1,249万4,632円、歳出総額37億6,210万6,638円、歳入歳出差引額マイナス1億4,961万2,006円。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は、マイナス1億4,961万2,006円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第48号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第5、議案第49号「平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○決算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第49号「平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額3億5,912万8,295円、歳出総額3億5,334万2,142円、歳入歳出差引額578万6,153円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は578万6,153円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第49号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第6、議案第50号「平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○決算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第50号「平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、下水道事業会計収益的収入額(税込)7億9,838万802円、収益的支出額(税込)7億8,508万1,960円、当年度純利益(税抜)1,468万7,730円、前年度繰越利益剰余金0円です。

当年度未処分利益剰余金1,468万7,730円です。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の認定を求められた剰余金処分1,000万円、減債積立金の取り崩し後、自己資本金に組み入れ1,000万円、処分後の自己資本金4,651万4,075円、繰越利益剰余金の残高468万7,730円です。

次に、資本的収入額(税込)3億1,481万7,600円、資本的支出額(税込)4億2,391万4,779円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する1億909万7,179円は、当年度利益剰余金処分量1,000万円及び引継金9,909万7,179円、で補填しております。

詳細につきましては、決算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

報告を終わります。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第50号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第7、議案第51号「平成27年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○決算特別委員長(今長谷 武和) 議案第51号「平成27年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成27年度篠栗町水道事業会計決算に伴う剰余金を平成27年度篠栗町水道事業剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、平成27年度篠栗町水道事業会計決算について監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、水道事業会計収益的収入額(税込)4億8,419万9,447円、収益的支出額(税込)4億9,415万2,095円、当年度純損失(税抜)1,489万6,040円、前年度繰越利益剰余金2億789万5,905円、当年度未処分利益剰余金1億9,299万9,865円です。

収益的収入額が収益的支出額に不足する1,489万6,040円は、前年度繰越剰余金で補填しております。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の認定を求められた、剰余金処分0円、減債積立金の取り崩し後、自己資本金に組み入れ7,035万8,509円、処分後の自己資本金16億3,812万3,677円、資本剰余金の残高92万6,168円、繰越利益剰余金の残高1億9,299万9,865円です。

次に、資本的収入額(税込)0円、資本的支出額(税込)1億6,383万4,356円、法第26条の規定により、繰越額565万560円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する1億6,383万4,356円は、当年度消費税資本的収支調整額494万3,392円、損益勘定留保資金8,853万2,455円及び、減債積立金取り崩し額7,035万8,509円で補填しております。

詳細につきましては、決算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第51号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第8、議案52号「平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第52号「平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億803万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ95億2,027万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金のうち保育対策総合支援事業費補助金に240万円。

県支出金のうち、小中一貫教育推進事業委託金に77万9,000円、繰越金に4億4,187万2,000円、諸収入のうち受託事業収入に4,000万円。

町債のうち、自然災害防止事業債に1,420万円をそれぞれ増額補正するもの。
また、町債のうち、臨時財政対策債から683万3,000円、防災基盤整備事業債から970万円。

地方交付税のうち、普通交付税から3億7,776万3,000円をそれぞれ減額補正するものであります。

歳出の主なものは、総務費では、下町区法面復旧工事及び設計委託に1,420万円。

民生費では、国県補助金返還金に1,462万9,000円、乳幼児医療費不足分に252万円、地域介護・福祉空間整備等事業補助金に208万2,000円、保育対策総合支援事業費補助金に320万円。

衛生費では、国県補助金返還金に110万円。

農林水産費では、農業振興特別対策事業補助金に248万4,000円。

土木費では、道路橋梁費で一の瀧線道路改良工事費ほかに1,700万円。

河川費では、津波黒地区水路復旧工事費ほかに4,450万円。

教育費では、小中一貫教育推進事業経費に779万円、指定文化財保護補助金に45万4,000円、津波黒集会所空調設備改修工事費に14万1,000円、公民館整備費補助金に75万4,000円、その他、人事異動等に伴う人件費411万円を増額補正するものであります。

地方債では、起債の限度額が臨時財政対策債では、3億2,616万7,000円。

自然災害防止事業債では、8,320万円。

防災基盤整備事業債では、90万円にそれぞれ変更されております。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略をいたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案53号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第53号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」

本議案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ98万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,683万円とするものであります。

補正内容は、歳入において一般被保険者国民健康保険税を139万4,000円追加補正するものと、国県支出金や交付金等の額の決定による予算整理が主なものであります。

歳出においては、後期高齢者支援金等に22万5,000円を追加し、介護納付金から1,201万8,000円を減額、平成27年度保険給付費等の精算に伴う償還金1,179万5,000円、退職被保険者償還金129万3,000円が主なものであります。

また、平成27年度決算額の確定により、前年度繰上充用金から38万8,000円を減額補正し、予算整理するものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略をいたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論はなしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第54号「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第54号「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」

本議案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1,250万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億177万3,000円とするものであります。

主な補正内容は、歳入では後期高齢者医療保険料滞納繰越分を654万2,000円、繰越金を586万9,000円、それぞれ追加補正するものであります。

歳出では、平成27年度の保険料滞納繰越額の歳入確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金762万1,000円の追加補正と過誤納付還付金488万円が主なものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第55号「平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)」

について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第55号「平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について」

本議案は、既決の予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額から改良費の補正に伴い、資本的支出2,174万円を追加し、資本的支出の予定額を1億6,487万9,000円とするものであります。

資本的収入の予定額は1,000円で、資本的支出額に対し不足する1億6,487万8,000円は、損益勘定留保資金などで補填するものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。
以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方のご起立を願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続

調査とすることに決定いたしました。

ここで、招集日に配付しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑があればお受けいたします。

質疑はありませんか。

無いようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句・数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますがご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句・数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで町長何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 平成28年第3回定例会の閉会にあたり、ご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

人事案件3件、条例の制定1件、平成27年度一般会計、特別会計の決算の認定について3件、流域関連公共下水道事業及び水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について2件、平成28年度補正予算4件の上程いたしました14議案のうち、13議案について可決承認いただきましたことに感謝申し上げます。

継続審査となりました議案第46号「篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」は、今後の下水道事業の経営安定化のための使用料増額改定という下水道区域内住民の皆様にとっては大変重要な案件であります。

文教厚生委員会でいただいたご意見を踏まえ、早速10月に再度住民説明会を開催いたします。7月に開催いたしました際はクリエイト篠栗にて行いましたが、次回は校区ごとに、篠栗中学校、篠栗北中学校、尾仲公民館にて開催し、住民の皆様へさらなる説明の機会を持ちたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

開会挨拶の中でも申し上げましたが、平成27年度決算監査報告での監査委員のご意見のとおり、経常収支比率や財政力指数を改善することは大きな課題でございます。

それぞれの指数、指標、上昇の鍵となります。経常一般財源の増加、或いは基準財政収入額の上昇に資する手だてを「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」実行の中でしっかりと具体化し、自主財源の増加によって、両指標ともに糟屋地区市町平均値に近づきたいと考えております。

「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、策定から1年が経過する時点でPDCAサイクルに基づく検証を行い、残り3年半での目標達成に向けてさらに力強く推進してまいりたいと考えております。

何とぞよろしくお願いいたします。

本定例会において、前年度の総括とも言える決算認定の議会審議をいただき、いただいたご意見を踏まえて、平成28年度当初予算に盛り込んだ諸施策について着実に完了するよう努力してまいります。

また、年度の継続性を重視する中で、翌年度以降に篠栗町が取り組むべき課題を検討する時期に来ております。

町執行部では、10月から各課において素案をまとめ、来年1月までに平成29年度の事業項目案を固めてまいりますので、議員各位におかれましては、議会の場に限らず、各課にお立ち寄りいただき、日ごろからお考えの町の課題について、ご意見を賜ればありがたいと存じます。

何とぞよろしくお願いいたします。

最後に、今後とも町職員一丸となって、篠栗町の諸課題の解決と自主財源の拡大を目指して、篠栗町の自立のために努力してまいりますので、議員の皆様におかれましては引き続きご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。篠栗町議会平成28年第3回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間のご審議、誠にありがとうございました。

そして、この4年間どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これをもって、平成28年第3回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時43分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

松田 國守

篠栗町議会議員

大楠 英志
